

「ごみ処理施設整備・運営事業に係る設計・施工監理業務委託」質問に対する回答

No.	該当資料名	項目	質問事項	質問に対する回答
1	実施要領	7.参加要件 (10)	「過去10年間において、元請として施工監理業務の完了した実績を有すること。」とありますが、これは、「平成27年12月16日から令和7年12月15日までの間に、元請として施工監理業務の完了した実績」との解釈でよろしいでしょうか。具体的な期間でのご提示を希望いたします。	お見込みのとおり「平成27年12月16日から令和7年12月15日」の期間となります。
2	実施要領	12.実施要領14 (2)⑤	「説明は提出した企画提案書等(見積書を除く)に基づいて行うものとし、追加資料の持込みは認めない。」とありますが、企画提案書に基づいてパワーポイントを用いて要約したり図表を加工したりするなどの措置を行うことは可と考えてよろしいでしょうか。	実施要領. 14(2)⑤ハに対する質問と理解します。 お見込みのとおりです。
3	実施要領	12.企画提案書等の提出期限及び提出方法 (4)③提出部数	副本には、参加者を判別できるような名称やロゴマーク等は使用しないこととありますが、正本の内容から参加者を判別できるような名称やロゴマークを墨消しして提出する、という方法も可と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	実施要領	12.企画提案書等の提出期限及び提出方法 (4)③提出部数	企画提案書等の提出書類と合わせて同内容の電子データ(CD又はDVD)を提出することとありますが、PDFデータを格納する、との解釈でよろしいでしょうか。また、正本データと副本データは、1枚のCD又はDVDに格納して提出する、との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「ごみ処理施設整備・運営事業に係る設計・施工監理業務委託」質問に対する回答

5	実施要領	17.提出書類作成の留意事項 (3)会社業務実績調書	<p>「過去、地方公共団体等が発注したごみ処理施設を対象とした、本業務と同種又は類似業務とみなす完了した業務について記載すること。」とありますが、実施要領P.2 7.(10)及び7.(11)の記載内容より「過去10年間において、市町村又は地方自治法(昭和22年法律第67号)による地方公共団体の組合(一部事務組合及び広域連合)から発注された廃棄物処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137条)第8条に基づく一般廃棄物処理施設のうち、DBO方式によるごみ処理施設の整備に係る設計施工監理業務を元請として完了した実績」を記載すればよろしいでしょうか。</p> <p>また、ごみ処理施設とは、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設を含む施設、との解釈でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
6	実施要領	17.提出書類作成の留意事項 (4)配置予定技術者調書(監理技術者)	<p>「業務実績を証明する書類(テクリス、契約書・体制表等)」とありますが、テクリス登録が無く、契約書・体制表で当該技術者としての関与を証明する場合は、契約書・体制表(業務計画書の抜粋など、客先提出のもの)に鑑(社印を押印して当該技術者として関与したことを会社として保証する)の添付でご了解いただけますでしょうか。</p>	テクリス登録が無く、契約書・体制表で監理技術者としての関与を証明する場合は、表記のとおり契約書・体制表に鑑を添付していただければ問題ありません。
7	実施要領	17.提出書類作成の留意事項 (4)配置予定技術者調書(監理技術者)	<p>「業務実績を証明する書類(テクリス、契約書・体制表等)」とありますが、テクリスに記載される役割は、管理(主任)技術者、照査技術者、担当技術者であり、施工監理業務において担当技術者が「何を担当したのか」がテクリスのみでは証明できません。このため、管理技術者(様式5-1)及び運営モニタリング業務に係る業務実績が求められる運営モニタリング担当技術者(様式5-12)以外については、「テクリス・体制表(業務計画書の抜粋など、客先提出のもの)」もしくは「契約書・体制表(同上)」に鑑(社印を押印して当該技術者として関与したことを会社として保証する)の添付」で提出する、との解釈でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。

「ごみ処理施設整備・運営事業に係る設計・施工監理業務委託」質問に対する回答

8	実施要領	17.提出書類作成の留意事項 (4)配置予定技術者調書(監理技術者)	配置予定技術者調書のうち、仕様書P.5 4.資格のなかで業務実績を求めている監理技術者(総括責任者、副総括責任者、プラント機械設備技術者、プラント電気・計装設備技術者、交付金申請担当技術者、運営モニタリング担当技術者)については、「過去10年間において、元請として各業務を完了した実績」を記載する、との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	実施要領	17.提出書類作成の留意事項 (10)見積書	国土交通省から令和7年12月3日付で令和8年度以降に新規契約する建設コンサルタント業務等からスライド制度(業務スライド)を試行導入する旨の発表がありました。 本業務は5年間と長期にわたる業務であり、近年は物価変動も著しいため、このスライド制度(業務スライド)を念頭におき、契約金額の変更について協議させていただけると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	実施要領	17.提出書類作成の留意事項 (10)見積書③	様式11(見積書)の注釈に「内訳書、経費計算書(任意様式)を添付すること。」とありますが、内訳書や経費計算書については、見積書と共に見積書提出用の封筒に同封して提出する、との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	仕様書	第2節 3. 監理技術者の勤務条件(2)	「建築技術者(常駐監理者)は、本体工事の現場着工から建築工事完了までの期間を常駐管理とし、」とありますが、現時点で想定される本体工事の現場着工時期、建築工事完了時期をご教示ください。	令和9年10月を着工予定、建築工事の完成を令和12年10月に予定しております。 なお、詳細設計の段階で変更となる可能性はあります。
12	仕様書	第2節 3. 監理技術者の勤務条件(2)	「各技術者及び担当者の下に副担当者を置くことができる」とありますが、副担当者にあっては資格要件や実績要件は適用されないと考えてよろしいでしょうか。また、副担当者にあっては、参加表明書提出時の配置予定技術者調書への記載及び企画提案書の実施体制での記載・提出は不要であり、業務履行中の増員や減員、交代などは可と考えてよろしいでしょうか。	仕様書第2節3. 監理技術者の勤務条件(4)に対する質問と理解します。 お見込みのとおりです。

「ごみ処理施設整備・運営事業に係る設計・施工監理業務委託」質問に対する回答

13	様式集	様式3 会社概要調書	廃棄物分野技術士の人数について、衛生工学部門(廃棄物分野の専門科目)と総合技術監理部門(廃棄物分野の専門科目)の両方を保有している従業員についても、1人として数える(延べ人数とはしない)、との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	様式集	様式5-4 配置予定技術者調書 建築技術者(常駐監理者)	仕様書P.6 4.(4)に「建築技術者(常駐監理者)は常駐開始予定日の2ヶ月前までに資格要件を満たす担当を選任して発注者に了解を得るものとする。」と記載があることから、様式5-4の提出は必ずしも求められていないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 必ずしも求めていませんが、仕様書で定めている期日までに、発注者に了解を得てください。